

変更登記

組合は、次の事項に変更が生じたときは、2週間以内に、主たる事務所の所在地の法務局にて変更の登記をしなければなりません。

○定款変更認可後、変更登記を要する事項

- (1) 目的 (2) 名称 (3) 地区 (4) 事業 (5) 出資1口の金額
- (6) 出資の払込み方法

○その他注意が必要な登記事項

(1) 主たる事務所の所在地

① 定款変更が不要な場合

定款に主たる事務所の所在地として最小行政区画(区市町村)を規定している組合が、その区画内で事務所を移転する場合は、定款変更の必要はありません。理事会において事務所移転について議決のうえ、変更の登記を行います。

② 定款変更が必要な場合

定款に主たる事務所の所在地として規定している区画外に事務所を移転する場合又は定款に所在地番まで規定している組合が事務所を移転する場合は、定款変更が必要です。まずは総会の議決により定款を変更し、所管行政庁の認可を受けなければなりません。所管行政庁の認可後、理事会の議決を経たのちに、変更の登記を行います。

(2) 代表理事の氏名及び住所

代表理事については、役員改選の結果、同一人物が重任又は再任した場合でも、変更登記が必要です。

○期中に出資の総口数及び払込済出資総額について変更があった場合には、事業年度終了後4週間以内に年1回登記すれば結構です。

○複数の変更登記を同時に申請する場合は、同一の申請書で行うことができます。